

七ヶ浜町空家バンク設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等の有効活用並びに移住及び定住の促進による地域の活性化を図るため、空家バンクの設置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 七ヶ浜町内において個人の居住を目的として建築され、現に居住その他の使用がなされていないことが常態である建物（居住しなくなる予定のものを含む）及びその敷地をいう。ただし、賃貸や分譲を目的として建築されたものを除く。
- (2) 所有者等 空家等に係る所有権その他の権利により、当該空家等の売却又は賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。ただし、業として土地建物の売買、仲介、あっせん等を行う者を除く。
- (3) 利用希望者 次号に規定する空家バンクを利用して空家等の購入又は賃借を希望する者をいう。ただし、業として土地建物の売買、仲介、あっせん等を行う者を除く。
- (4) 空家バンク 所有者等及び利用希望者の申込みにより登録された情報を双方に紹介するシステムをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空家バンク以外による空家等の取引を妨げるものではない。

(登録申込等)

第4条 空家バンクに空家等に係る情報の登録を希望する所有者等は、七ヶ浜町空家バンク登録申込書（様式第1号）、七ヶ浜町空家バンク登録カード（様式第2号）及びその他必要な書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、申込内容を確認の上、
適当と認めるものを空家バンクに登録するとともに、七ヶ浜町空家バンク登録完了通知書（様式第3号）により、申込者に通知するものとする。
- 3 次に掲げる者は、第1項に規定する登録の申込みをすることができない。
 - (1) 七ヶ浜町暴力団排除条例（平成24年七ヶ浜町条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等
 - (2) 所有者等については町の固定資産税を滞納している者で、利用希望者については市町村税を滞納している者
 - (3) その他町長が適当でないと認める者
(登録情報の変更等)

第5条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた所有者等は、登録に係る情報に変更があったとき又は登録に係る情報を抹消しようとするときは、七ヶ浜町空家バンク登録（変更・抹消）届（様式第4号）により、遅滞なく町長に届け出なければならない。なお、登録に係る情報に変更があったときは、併せて様式第2号も提出するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により所有者等から空家バンク情報登録（変更・抹消）届が提出されたときは、登録に係る情報を変更又は抹消するものとし、抹消に係るものについては七ヶ浜町空家バンク登録抹消通知書（様式第5号）により当該所有者等に通知するものとする。
- 3 第1項の規定による場合のほか、町長は、次のいずれかに該当するときは、登録に係る情報を抹消することができる。
 - (1) 申込みの内容に虚偽があったとき。
 - (2) 空家等の所有権その他の権利に異動があったとき。
 - (3) 登録の日から2年を経過したとき。ただし、当該有効期間の満了の日までの間において、空家バンク登録期間更新申出書（様式第6号）を町長に提出することにより、当該物件登録を2年延長する場合を除く。
 - (4) 空家の所有者等が死亡したとき。
 - (5) その他町長が登録を継続させることが適当でないと認めたとき。
(利用希望者の登録申込等)

第6条 空家バンクに利用希望者として登録を希望する者は、七ヶ浜町空家バンク利用希望者登録申込書（様式第7号）及び誓約書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申込みについて、その内容を審査確認の上、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認められるときは、空家バンクに登録し、七ヶ浜町空家バンク利用希望者登録完了通知書（様式第9号）により、当該申込みをした者に通知するものとする。

(1) 空家等を住居として利用し、七ヶ浜町に住所を定め、地域住民と協調して生活しようとする者

(2) 空家等に一定期間又は定期的に滞在し、地域住民と協調して生活しようとする者

(3) その他町長が適当と認めた者

3 前項の審査確認の結果、第4条第3項第1号から第3号までのいずれかに該当する者であった場合は、利用希望者として登録することができない。

(利用希望者の登録事項の変更等)

第7条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた利用希望者は、当該登録事項に変更があったとき又は登録を抹消しようとするときは、七ヶ浜町空家バンク利用希望者登録（変更・抹消）届（様式第10号）により、遅滞なく町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定により利用希望者から空家バンク利用希望者登録（変更・抹消）届が提出されたときは、登録に係る情報を変更又は抹消するものとし、抹消に係るものについては七ヶ浜町空家バンク利用希望者登録抹消通知書（様式第11号）により当該利用希望者に通知するものとする。

3 前項の規定による場合のほか、町長は、次のいずれかに該当するときは、利用希望者の登録を抹消することができる。

(1) 第6条第1項に規定する誓約書による誓約に偽りがあったとき。

(2) その他町長が登録を継続させることが適当でないとしたとき。

(空家等の情報提供等)

第8条 町長は、七ヶ浜町ホームページへの掲載及び空家バンク担当課での登録台帳の閲覧により、空家等に係る情報を公開するものとする。

- 2 空家バンクに情報が登録された空家等について購入又は賃借の交渉を行おうとする利用希望者は、空家等利用交渉申込書（様式第12号）を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認の上、当該申込みに係る空家等の所有者等にその旨を連絡するものとする。
- 4 前項の規定による連絡を受けた所有者等は、利用希望者との売買又は賃貸の交渉を開始することとなった場合は、その経過及び結果について町長に報告するものとする。
- 5 町長は、所有者等及び利用希望者との間で行われる交渉及び契約については、関与しない。
- 6 所有者等及び利用希望者が行う交渉及び契約に関する一切のトラブルについては、当事者間で解決するものとする。

（個人情報の取扱い）

第9条 所有者等及び利用希望者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- （1） 空家バンクから知り得た個人情報（以下「個人情報」という。）を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために収集し、及び利用しないこと。
- （2） 個人情報を漏えいし、毀損し又は滅失することのないよう適正に管理すること。
- （4） 保有する必要がなくなった個人情報を適切に廃棄すること。
- （5） 個人情報の漏えい、毀損、滅失等の事案が発生した場合は、速やかに町長に報告し、その指示に従うこと。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年3月31日から施行する。